

## 【講義1】

- ① 今後のサービス管理責任者・  
児童発達支援管理責任者研修について
- ② 本研修の位置付け

厚生労働省社会・援護局

障害福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室

相談支援専門官 大平眞太郎

**① 今後のサービス管理責任者・  
児童発達支援管理責任者研修について**

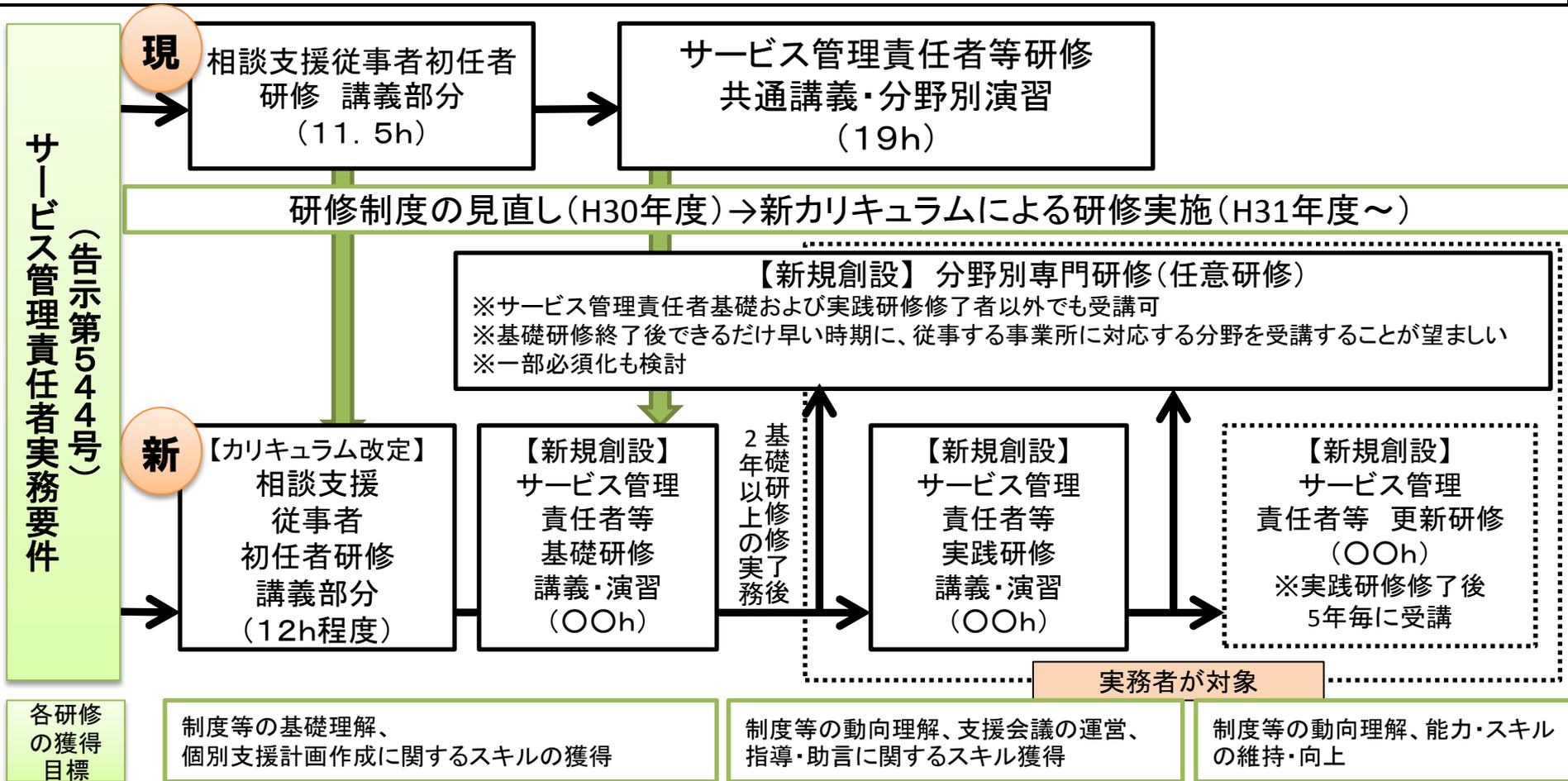
# サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修制度の見直しイメージ(案)

○現行のサービス管理責任者等を養成するための研修は、1回限りであり振り返りや更新の機会は法定研修としてはなく、所属事業所内外におけるキャリア形成が必ずしも十分ではない。

○こうした現状において障害福祉サービス事業所等により提供されるサービスの質を担保するため、サービス管理責任者等がそのキャリアに応じたスキルアップを図れる機会を確保できる研修制度に見直す必要がある。

○これまで一回のみであった研修を基礎研修、実践研修、更新研修と分け、基礎研修では主に個別支援計画作成に関する知識と技術を獲得し、さらに一定の実務経験を経た後、実践研修で職員への指導等を含めたサービス管理全体についての知識と技術を獲得する。その後、5年毎に更新研修を受講し知識と技術を再確認および向上させる。

○研修修了時には、知識・技術の獲得状況を確認するために小テストによる評価の実施も取り入れる予定。



# サービス管理責任者基礎研修標準カリキュラム案

平成28年度厚生労働科学研究より

- ▶ 障害福祉サービス等提供事業者等の職員として、障害福祉サービス等の提供に関する基本的な理念や倫理等の基礎を押さえる。
- ▶ サービス等利用計画と個別支援計画の関係や、個々の利用者に応じた『個別支援計画』の意味・知識・技術等の原則論を押さえる。
- ▶ 『個別支援計画』作成・修正の能力を、演習等を通じて獲得する。
- ▶ 修了時の到達レベルはアセスメントからモニタリングまでの一連のプロセスを理解したうえで、個別支援計画を作成・修正することができるレベルとする。

	研修項目	獲得目標
1	障害者福祉施策及び児童福祉施策の歴史の変遷(講義)	制度理解を通じて、障害者支援の制度改革を利用者主体から発信する力を身につける。
2	サービス管理責任者等の役割と業務(講義)	サービス管理責任者等の役割と業務を制度的に理解し、サービス管理責任者等と管理者の違い、サービス管理責任者等の業務上の責務(個別支援計画作成の業務、サービス提供プロセスの管理、サービス提供職員等に対する助言・指導等)を理解する。
3	サービス提供の基本的な考え方(講義)	サービス提供の基本的な考え方として、利用者主体の視点、自立支援の視点、エンパワメントの視点、ICFの視点、現実的な支援計画に基づくサービス提供、連携の必要性等を理解する。
4	サービス提供のプロセス(講義)	サービス提供のプロセスを理解し、PDCAサイクルでサービス提供できる実践力を獲得し、プロセスにおけるサービス内容のチェック方法を習得するとともに、個別支援計画の意義を理解する。
5	サービス等利用計画等と個別支援計画の関係(講義)	サービス等利用計画等における総合的な援助方針を導き出すプロセスを理解し、個別支援計画の出発点がサービス等利用計画等の総合的な援助方針であることを認識する。また、サービス等利用計画等が生活全体の範囲に及び、個別支援計画が生活全体をイメージしながらも事業所内サービスに重点を置いた計画であることを理解する。現状の相談支援体制を理解する。
6	サービス提供事業所の利用者主体のアセスメント(講義)	サービス提供事業所のアセスメントの考え方やアセスメントの手法を習得する。各分野における異なる視点について理解する。
7	個別支援計画作成のポイントと作成手順(講義)	個別支援計画がリスクマネジメントのみに陥らないように、エンパワメントの視点やストレングスモデルを理解するとともに、作成の手順を習得する。
8	個別支援計画の作成(演習)	サービス等利用計画を踏まえ、総合的な援助方針、長期目標及び短期目標を考慮して、個別支援計画の支援内容、担当者、連携の頻度等をグループワークにより検討。検討結果に基づき、支援目標、支援内容を設定し、個別支援計画を作成する。
9	個別支援計画の実施状況の把握(モニタリング)および記録方法(講義)	事業所のモニタリングについて、サービス等利用計画等との連動性を念頭に入れながら、モニタリングの視点・目的・手法等を理解する。

# サービス管理責任者実践研修標準カリキュラム案

平成28年度厚生労働科学研究より

- ▶ サービス管理責任者等の本来業務を実践するために、個別支援計画の作成に携わっていることを前提として、サービス提供プロセスにおける「管理」、具体的には「支援会議の運営」、「サービス提供職員への助言・指導」について講義および演習を実施する。また、演習等によるグループワーク等を実施する中で、各自が実際に作成した「個別支援計画」の内容等の質の向上を図る。
- ▶ 修了時の到達レベルは、2年間の個別支援計画作成・修正の経験をベースに個別支援計画作成・修正について熟達し、関係機関との連絡調整や支援会議の運営、サービス提供職員に対する技術的な指導・助言等一連のサービスプロセス管理業務が行えるレベルとする。

	研修項目	獲得目標
1	モニタリングの方法(講義・演習)	事業所のモニタリングについて、サービス等利用計画等との連動性を念頭に入れながら、モニタリングの視点・目的・手法等を理解する。事例を通じて、モニタリングの演習を行い、その手法を獲得する。
2	個別支援会議の運営方法(講義・演習)	個別支援会議の意義、進行方法、行うべき事項(個別支援計画作成時、モニタリング時)等を理解する。演習においては、個別支援会議における合意形成過程をグループワークで体験し、サービス管理責任者等としての説明能力を獲得する。
3	個別支援会議におけるサービス管理責任者等の役割(演習)	グループワークの体験を基に、個別支援会議におけるサービス管理責任者等の役割について討議し、その役割についてまとめる。
4	サービス提供職員への助言・指導について(講義)	サービス提供職員への助言・指導の様々なアプローチ(OJTや事業所内外の研修会への参加、事例検討会や学会における発表等)、身につけるべきコーチング技法等、事業所における研修計画の立案等を理解する。
5	OJTとしての事例検討会の進め方(演習)	持ち寄った事例を基に、事例検討会を実際に行い、事例検討会の進め方を習得する。
6	障害者福祉施策及び児童福祉施策の最新の動向(講義)	障害者福祉施策及び児童福祉施策の最新の動向を理解することによって、利用者の置かれている制度的環境の変化を認識する。
7	(自立支援)協議会との連携(講義)	(自立支援)協議会の意義、目的、活動内容、障害福祉計画等を理解し、(自立支援)協議会との連携の必要性を認識する。
8	サービス担当者会議等における多職種連携や地域連携の実践的事例(報告・発表やシンポジウム)	多職種との連携や地域との連携等の実践的事例に関して報告・発表やシンポジウムを行い、連携の意義を理解する。
9	サービス担当者会議等における多職種連携や地域連携に関するまとめ(演習)	シンポジウムの内容を踏まえ、グループワークにより多職種連携や地域連携の重要性、意義、ポイントを討議し、個々に連携に関してまとめる。

# 国及び都道府県研修における新カリキュラムの移行について(案)

		H28	H29	H30	H31	H32	H33
サービス管理責任者等		告示等改定		告示等改定			
		現行研修	Point 旧カリキュラム				
国研修	基礎研修		新カリキュラム 確定部分伝達	新カリキュラム 伝達研修		新カリキュラム Point研修	
	実践研修 (更新研修)			新カリキュラム 伝達研修		新カリキュラム Point研修	
	現行研修	旧カリキュラムによる研修実施 (分野別研修)					
都道府県研修	基礎研修				新カリキュラムによる研修実施 (統一研修)		
	実践研修 (更新研修)				新カリキュラムによる研修実施 (統一研修)		

## ②本研修の位置付け

# 1 経緯（平成18年度～28年度）

- ◆ 当初は伝達研修として、都道府県研修と同様のカリキュラムで実施していたが、平成22年度からは都道府県研修と一部内容が相違している。（「3留意点」を参照）
- ◆ 平成22年度から、分野ごとの演習方法やテキストの内容について統一化を図っている。
- ◆ 平成24年度から、児童発達支援管理責任者についても本研修の対象とした。
- ◆ 平成25年度は、障害者総合支援法の改正に対応（相談支援専門員との連携）
- ◆ H26年度は、伝達研修部分が強い→情報交換・企画部分を一部強化する（全体で県発表、分野で意見交換）
- ◆ H26は、企画運営・情報交換を強化、講義・演習部分は、都道府県研修でのポイントを押さえた短縮版（資料は標準で作成）
- ◆ H27・28は基本的にH26を踏襲

## 2 平成29年度研修の位置づけ

◆ 平成31年度以降に各都道府県による研修事業が新制度へ円滑に移行するための研修と位置付け、以下の内容を中心とし実施する。

- 平成30年度のサービス管理責任者等養成研修カリキュラム改定に関する情報提供
- 厚生労働科学研究にて開発された全分野共通のモデル研修プログラムの一部実施



本年度の研修は試行的要素を含む

※平成29年度及び30年度における各都道府県研修は、現行の標準カリキュラムにより実施する。

### 3 講義2・3について

- ◆平成28年に成立した改正障害者総合支援法・児童福祉法の内容、平成29年度の各制度の動向について解説します。
- ◆平成29年4月に発出した「意思決定支援ガイドライン」および権利擁護にかかる制度について解説します。

情報提供と現行研修の講義を想定した行政説明となります。

## 4 講義4～9について

【講義4】サービス管理責任者等の役割と業務

【講義5】サービス提供の基本的な考え方

【講義6】サービス提供のプロセス

【講義7】サービス等利用計画等と個別支援計画の関係

【講義8】サービス提供事業者の利用者主体のアセスメント

【講義9】個別支援計画作成のポイントと作成手順



基礎研修(モデル)講義部分の流れとポイントの伝達を行います

※一部時間は短縮します

# 5 演習1・2について

## 【演習1】個別支援計画の作成

- サービス担当者会議ロールプレイ
- 個別支援計画作成にあたる本人との面接
- 個別支援計画の作成・発表

## 【演習2】個別支援計画の実施状況の把握及び記録方法



基礎研修(モデル)演習部分の流れとポイントの伝達を行います

※ほぼ実際の時間数で実施します。

## 6 演習3・補足講義について

演習3では、主に研修実施機関（都道府県、委託・指定事業者）により、直営、委託・指定などによる実施方法と、実施機関の役割などについて意見交換を行い、研修事業の改定を見据えた実施体制について協議します。

補足講義では、一日目で実施した行政説明についての質問などにお応えし、理解を深める時間といたします。

# 7 演習4・全体のまとめについて

演習4では、これまで分野別で実施してきた演習を共通で実施した本研修の内容について、分野別のGrになって振り返っていただきます。感想・意見等について意見交換をお願いします。

最終講義は全体で集合し、まとめをさせていただきます。